

2021年度（令和3年度）

福山市教育委員会会議録（第5回）

【8月27日（金）開催】

福山市教育委員会

福山市教育委員会会議録（第5回）

1 招集年月日 2021年（令和3年）8月27日（金）
午後3時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出 席	1	三 好 雅 章
出 席	2	菅 田 章 代
出 席	3	金 仁 洙
出 席	4	神 原 多 恵
出 席	5	横 藤 田 晋

4 会議に出席した事務局職員

教育次長	佐 藤 元 彦
管理部長	藤 井 紀 子
学校教育部長	井 上 博 貴
教育総務課長	久 保 正 敬
学校再編推進室長	來 山 浩一郎
学校再編推進室主幹	井 上 誠 之
中央図書館長	新 延 智 子
学事課長	亀 山 貴 治
学びづくり課長	本 宮 政 尚
福山中・高事務長	前 田 満
文化振興課主幹	内 田 実
保育指導課長	藤 原 里 美
人権・生涯学習課長	高 橋 雅 和

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	須 藤 誠
教育総務課職員	中 村 千 咲
教育総務課職員	岡 田 真 奈

【開会時刻 午後3時30分】

- 三好教育長 それでは、ただいまから、2021年度（令和3年度）第5回福山市教育委員会会議を開会いたします。
- 三好教育長 本日の議案ですが、議第36号は意思決定過程の案件のため、議第37及び議第38号は議会提出案件のため、議第39号は公開時期が定められているため、議第40号から議第42号までは、人事案件のため、福山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により秘密会として審議し、審議の順番は公開する案件の後としたいと考えます。
また、議第40号から議第42号までは教職員の人事案件のため、最後に関係者のみで審議したいと考えますが、御異議はございませんか。
- 全教育委員 （異議なし）
- 三好教育長 御異議なしということで、これらの案件は秘密会とし、その他の案件は公開といたします。
初めに、日程第1 教育長の報告についてです。
資料の1ページをお願いいたします。
コロナ感染拡大の状況もあり、空白の部分、庁内での業務が中心となっております。
24日の初任者研修は、リモートで、グループでの対話の中に入っでの研修を行いました。
また、本日13時30分から15時まで、広島県市町教育長会議をリモートで行いました。コロナ感染拡大の状況の中で、2学期をスタートするにあたっての県教委の考え方、市町の現在の取組の状況について、情報交換、意見交換をしたところです。
以上です。
続いて、事務局からの報告をお願いします。
- 亀山学事課長 2ページをお願いします。
1 一斉閉庁日の実施状況について、御説明いたします。
（1）趣旨は、児童生徒及び教職員の心身の健康の増進、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び休暇取得の促進、地球環境保護及び省エネルギーの推進です。
（2）期間は、8月12日（木）、13日（金）、16日（月）の3日間を市内一斉閉庁日としました。土日の週休日をはさむ形になりますので職員は実質5日間の休暇となります。
また、上記期間の前後で、状況に応じて、各学校が閉庁日を設定できるとしました。
（3）実施日数については表のとおりです。
4日間以上実施した学校は小学校65校、中学校12校、義務教育学校1校でした。
以上です。よろしく願いいたします。
- 本宮学びづくり課長 3ページを御覧ください。
3 コロナ禍における各学校の取組について、御説明いたします。
まず（1）学校行事等の実施状況（7月末現在）についてです。
ア 「運動会・体育大会」は、1学期に計画していた小学校47校、中学校24校のうち、1学期に実施した学校は、小学校16校、中学校20校です。

実施においては、学年別、地域別等に分散、参観者の制限、オンラインや録画により保護者に配信などの工夫を行っています。

イ 「修学旅行」は、1学期に計画していた小学校17校、中学校1校のうち、1学期に実施した学校は、小学校6校、中学校1校です。

ウ 「職場体験学習」は、1学期に計画していた24校のうち、1学期に実施した学校は3校、中止した学校19校です。

中止の理由として、新型コロナウイルス感染症対策により、事業所の受け入れが困難となったためです。

なお、職場体験学習に替えて、実在企業からのミッションにより、教室でインターンシップを体験する「企業探究プログラム」実施校が7校あります。

4 ページを御覧ください。

エ 水泳指導についてです。

小学校は、自校のプールで水泳授業を実施した学校14校、中止した学校47校です。

公共及び民間プール施設を活用した水泳授業を計画していた14校のうち、実施または実施予定の学校は13校です。

中学校は、プール設置28校のうち、実施した学校は4校です。

「公共及び民間プール施設を利用した水泳授業」は、13校の小学校が、ローズアリーナ、松永健康スポーツセンター、うつみ市民交流センター、福山スイミング、ルネサンス春日、スポーツクラブビッグラン、セントラルスポーツにて、6月から10月にかけて実施または実施予定としています。

中止とした金江小は、他の行事との兼ね合いにより、2学期以降への延期が困難なため、中止としています。

オ その他行事における工夫例についてです。

オンラインを活用した行事として、始業式・終業式、朝会や生徒総会、防犯教室等のライブ配信、児童会・生徒会役員選挙のリモート投票、本の読み聞かせなどを実施しています。

また、ペア学年、縦割りグループで分散した児童会・生徒会活動、学年・地域別参観日や複数日の期間を設定した参観日などを実施しています。

5 ページを御覧ください。

(2) 学習端末の活用状況について説明いたします。

ア 端末利活用状況等の実態調査から、(ア)「小学6年生及び中学3年生の利活用の頻度」についてです。

「ほぼ毎日、利用している」と回答した小学校62校、中学校33校、「週に数回、利活用している」と回答した小学校13校、中学校2校です。

(イ) 平時の持ち帰りの状況についてです。

「平時においても実施している」と回答した小学校75校、中学校35校です。

続いて、イ 活用例について説明いたします。

(ア) 学習アプリの活用例として、Google クラズルーム等による考えの集約や共有、AI型ドリルによる個別の課題に応じた単元の復習、実験、実技など動画の視聴などがあります。

(イ) Web会議システムの活用では、緊急事態宣言下の外国語活動で、ALTとオンライン授業、海外の児童生徒、海外在住の日本人など外国に住む人との交流、教室以外の場所(保健室、フリースクール等)で過ごす児童生徒への授業・面談などがあります。

(ウ) 写真・動画撮影の活用では、植物や動物等の成長記録、マット、

跳び箱運動など、動画を撮影し合い、改善点等の話し合いなどがあります。

(エ) メール等の活用では、各家庭へ学級通信、宿題などを配付、保護者、児童生徒アンケートなどがあります。

次に、ウ 教職員研修について説明いたします。

(ア) 端末活用に係る研修についてです。

基本的な操作に関する知識・技能について学ぶ「ベーシック研修」は、7月に3回実施、授業や生活での具体的な活用方法について学ぶ「スタンダード研修」は、5月から6月にかけて3回実施、意図や目的に応じた効果的な活用方法について学ぶ「アドバンス研修」は、8月に3回実施予定としていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための早期集中対策期間により、2学期に延期としています。

(イ) 情報モラル等に係る研修についてです。

「教職員ニーズ研修」では、教職員から要望があった「デジタル・シティズンシップ教育」に係る研修を実施し、「情報モラル教育」との違いについて扱っています。

(ウ) 授業支援アプリ『ロイロノート・スクール』の活用に係る研修についてです。

「ロイロノート・スクール」は、考えや動画・写真等の情報を個々に発信し、集約、共有、交流できる授業支援アプリです。

基本操作及び活用方法について5月に2回実施しています。

続いて、(3) 2学期のスタートに向けた分散登校の実施について説明いたします。

7ページを御覧ください。

ア 趣旨についてです。

新型コロナウイルス感染症について、デルタ株への置き換わりが進み、児童生徒への感染が広がっている状況を踏まえ、学校の実態に応じて、クラスター発生防止を目的に、オンライン学習と教室での授業を組み合わせた分散登校を実施します。

イ 期間は、9月1日(水)から12日(日)までです。

なお、9月13日以降の対応は、本市の感染状況を踏まえて判断します。

ウ 内容、(ア) 小学校、中学校及び義務教育学校についてです。

「対象」は、空調が整備されている特別教室の活用も含め、教室で、原則、1.5m以上の身体的距離が確保できない学年です。

「方法」は、学年の人数がおおよそ50%となるよう、午前・午後の入替え制で登校します。

「留意点」です。

給食は、児童生徒全員が喫食できるように時間割等を設定します。

特に、小学校1年生から3年生の児童については、保護者のサポートがあることを前提とします。家庭の事情で登校を希望する場合は、教室で学習できるよう配慮します。

(イ) 福山中高等学校についてです。

多方面から公共交通機関などを活用して登校しており、通学時間を踏まえると、午前・午後の分散登校が困難となります。したがって、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」のレベル3の行動基準に基づき、感染症対策を徹底したうえで教育活動を行います。

エ 家庭での学習についてです。

積極的にオンラインを活用します。

自宅でオンライン学習などを受けることが困難な児童生徒については、

W i - F i 環境が整備された特別教室を開放するなど、登校してオンライン学習などを受けることができるよう配慮します。

感染により登校できない児童生徒、感染の不安により登校が困難な児童生徒に対しても、同様にオンライン学習等を行います。

その際、家庭環境等により、自宅でオンライン学習等を行うことが困難な児童生徒については、紙の教材により家庭学習を支援します。

以上です。

三好教育長

報告について、御意見、御質問はありませんか。

金委員

5 ページの学習端末の活用状況で、(ア) の小学校 6 年生及び中学校 3 年生の利活用の頻度の部分で、「週に数回、利活用している」のが、小学校 1 3 校、中学校 2 校となっています。多くは、ほぼ毎日なのですが、毎日でないというのは、どういう理由でできていないんですか。

それとも、この調査の時点ではこのような結果というだけで、実際には今は毎日やっているんですか。

本宮学びづくり課長

学校・学年・学級の教員のスキルに応じて、毎日利活用している学校もあれば、週に数回の利活用をしているという状況の学校もあります。ただ、調査した時期に比べれば、進んでいます。

子どもたちの学習内容においても、今、積極的に使っていくという意味では、学校がこれからどんどん使っていくというスタンスで取り組んでいます。

金委員

「ほぼ毎日利活用する」というところを目標にしているということですね。

本宮学びづくり課長

そのとおりです。

金委員

分かりました。ありがとうございます。

神原委員

4 ページの水泳指導のところなのですが、小学校の欄を見ると、学校にプールがあるところは、実施しているところより中止しているところが 3 倍以上になっていますよね。逆に公共及び民間プールについては、予定も含みますが、実施しているのが 1 3 で中止が 1 と逆転しています。この違いが出てくるのには、何か理由があるんですか。

本宮学びづくり課長

自校のプールについては、中止した学校が多い理由として、プールサイドで 2 メートルの距離を確保したり、更衣室等で密の状況を避けたりといったことが難しく、それによって中止を決定した学校が多い状況です。学校・学年の児童生徒の人数にもよります。

公共及び民間プールの活用をしている学校は、比較的規模が大きい学校が多く、また、公共及び民間プールについては、更衣室も比較的広く、プールサイドも距離が確保できるということで、実施している学校、これから実施する予定の学校が多いという状況です。

神原委員

ありがとうございました。

もう 1 つ聞かせてください。7 ページの 2 学期のスタートに向けた分散登校の実施にかかわって、授業をどうするかというのは大事なのですが、特に小学校の場合は、給食の時間と大休憩の時間とかが、クラスターが起

	<p>きやすいんじゃないかという気はします。給食はきっちり食べてもらうということを重視して、全員がうまく登校してできるようにとこのことを重んじるのはもちろんなんですけど、そういうリスクのある給食とか大休憩の時間におけるクラスター発生防止の取組だとか、注意事項だとかというのは、何か実施要領のようなものを定めておられるのですか。</p>
<p>本宮学びづくり課長</p>	<p>まず、給食・休憩について、文科省から出ているマニュアル「新しい生活様式」に従って進めているところです。また、県から、休憩時間等の行動の仕方について通知が届いていますので、学校に伝えているところです。</p>
	<p>その中で、各校が実態に応じて、給食時間、休憩時間の中でさまざまに子どもたちの安全を守るためのルールを、子どもたちと共に考えながら作っているところです。例えば、給食については、黙って食べることや、スクール形式で行うこと、食後の歓談の際にはマスクを付けることなどがあります。</p> <p>今回、分散登校をした目的としては、クラスターの発生を防ぐこと、でも、子どもたちの学びを保障していくこと、この中で、子どもたちの安全をしっかり守っていくよう、2学期の様子を把握しながら進めていきたいと思えます。</p>
<p>横藤田委員</p>	<p>ぎりぎりの選択で分散登校ということになったと思うんですが、分散登校の場合の登下校について、集団登校とかを小学生はしていますよね。登校時の安全というのは、分散した場合、年長学年が面倒を見れないということについては検討されていますか。</p>
<p>本宮学びづくり課長</p>	<p>分散登校を午前午後の入れ替えで行う場合、このグループ分けの仕方について、学校が考えているところです。</p> <p>この間、学校から聞いたものとして、地域ごとにグループを分けるというものです。地域ごとに分ければ、登校班でのグループが可能になり、同じ方面に帰るといった形で子どもたちの安全を確保するというのがあります。</p> <p>また、生活安全課と協議し、交通指導員の方は、通常であれば朝のみの見守りになりますが、可能な限り、午後からの登校の見守りの協力をお願いしています。また、各校の見守りボランティアとして、地域の方にも、可能な範囲で、入れ替えの際の見守りもお願いしているところです。</p>
<p>横藤田委員</p>	<p>分散登校について、一部実施という学校もある中で、その辺りの調整も大変かと思いますが、よろしくをお願いします。</p>
<p>三好教育長</p>	<p>他に、いかがですか。</p>
<p>全教育委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>三好教育長</p>	<p>それでは、次に、日程第2 議第31号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてを議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>久保教育総務課長</p>	<p>資料8ページをお願いします。</p> <p>議第31号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、御説明します。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、2020年度（令</p>

和2年度)の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するものです。

報告書の内容については、6月22日の教育委員会会議で御協議いただきましたが、

その後、教育に関し学識経験を有する方から意見聴取を行いましたのでご説明します。

別冊資料1の53ページを御覧ください。

意見を頂いた方は、福山市立大学副学長 伊澤 幸洋様、社会教育委員 永久 洋子様、福山市PTA連合会会長 藤井 裕久様、以上3名です。

主なものとして、点検及び評価全般については、「新型コロナウイルス感染拡大による影響を検証し、検証・対応を記録に残す必要がある。」こと、就学前教育では、「保・幼・小連携について、職員や子どもの交流だけでは不十分であり、充実する必要がある。」こと、学校教育では、「コロナ禍による学習への影響を検証する必要がある。」ことや「教職員がやりがいを持ち、子どもたちに良い影響をもたらす取組が必要である。」こと、生涯学習・社会教育では、「図書館の電子図書の貸出冊数が順調に伸びていることは評価できる。」こと、また「生涯学習センターのオンライン活用は、五感を通して学びたいという要望も踏まえて取り組んで欲しい。」こと、文化財では、「若年層に文化財を広めるため、ふるさと学習との連携など、本市の歴史や文化財を学ぶ機会をつくれれば良いと思う。」などの意見をいただいております。

なお、本日、御承認いただきましたら、市議会へは8月30日に報告する予定です。

説明は以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

三好教育長

ないようですので、お諮りします。
議第31号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

三好教育長

御異議ないようですので、議第31号は原案どおり可決しました。
それでは、次に、日程第3 議第32号 福山市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題とします。
説明をお願いします。

久保教育総務課長

資料9ページをお願いします。
議第32号 福山市教育委員会公印規則の一部改正について、御説明いたします。

改正理由についてです。

2022年(令和4年)4月に福山市立常石ともに学園を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。

改正要旨についてです。

別表中、福山市立小学校印及び福山市立小学校長印について、現行の福山市立義務教育学校印及び福山市立義務教育学校長印と同様のひな型を追加するものです。

施行期日は、2022年(令和4年)4月1日です。

以上です。よろしく申し上げます。

三好教育長	御意見，御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので，お諮りします。 議第32号は，原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので，議第32号は原案どおり可決しました。 それでは，次に，日程第4 議第33号 福山市立常石ともに学園の就学に関する取扱いについてを議題とします。 説明をお願いします。
來山学校再編 推進室長	議第33号 福山市立常石ともに学園の就学に関する取扱いについて，御説明いたします。 常石ともに学園（イエナプラン教育校）に入学又は転入学を希望する児童の就学に関する取扱いについて，次のとおり定めるものとございます。 1 定員は180人で，各学年30人とします。 2 募集人数につきましては，第1学年は30人，第2学年から第6学年までは，在籍児童数を考慮し，教育委員会が定める人数とします。 3 通学区域につきましては，市内全域とし，市外からの通学は，定員を満たさない場合に限り許可します。 4 通学条件につきましては，児童が，徒歩又は公共の交通機関を利用し，又は保護者の責任において送迎により通学できることとします。 5 手続きにつきましては，入学又は転入学を希望する児童の保護者は，教育委員会が定める期間内（11月上旬）に申請することとします。 6 抽選につきましては，申請者が募集人数を超える場合は，抽選を行います。 ただし，新1年生について，上位学年に兄弟がいる場合は，抽選をせず，入学を許可します。 7 その他につきましては，2021年度（令和3年度）において，常石小学校に在籍している第6学年を除く児童については，意向を聴取し，希望者は常石ともに学園への就学を認めることといたします。 なお，12ページから14ページにかけて，これら内容等を定めた「福山市立常石ともに学園の就学に関する実施要綱」を掲載しています。 説明は以上です。 よろしく願いいたします。
三好教育長	御意見，御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので，お諮りします。 議第33号は，原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので，議第33号は原案どおり可決しました。 それでは，次に，日程第5 議第34号 2022年度（令和4年度）に使用する福山市立小学校，中学校及び義務教育学校（特別支援学級）用

本宮学びづくり課長

教科用図書の採択についてを議題とします。

説明をお願いします。

議第34号 2022年度（令和4年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について、御説明いたします。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、その障がい等の状態が様々であるため、各学校において、児童生徒の実態を踏まえた教育課程を編成します。

知的発達に遅れのない児童生徒は、小・中学校学習指導要領に準じた教育課程に依り、教科用図書、いわゆる教科書は、通常の学級の児童生徒と同じものを使用します。

知的発達に遅れのある児童生徒は、特別支援学校学習指導要領を参考にした教育課程に依り、教科書は、児童生徒の実態に応じたものを選定し、使用します。

始めに、特別支援学級で使用する教科書について説明します。

別冊資料2の1ページを御覧ください。

特別支援学級においては、児童生徒の実態を踏まえた教育課程に応じ、1から3の教科書の中から、適切なものを使用します。

1 文部科学省検定済教科書は、通常の学級で使用している教科書です。

知的障がいのある児童生徒が使用する場合は、原則として、下の学年の教科書を使用します。

資料の2ページが、2022年度（令和4年度）に本市小中学校で使用する検定済教科書の一覧です。

1ページに戻ります。

2 文部科学省著作教科書は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がい特別支援学校用に作成された教科書です。

児童生徒の実態により、1の検定済教科書の使用が適切でない場合に使用します。

資料の3ページを御覧ください。これは、2022年度（令和4年度）に使用する著作教科書の一覧です。

著作教科書は、国語、算数・数学、音楽の3教科があります。それぞれの教科につき、難易度に応じて☆1～☆5までがあります。

☆1～☆3は、主に、特別支援学校の小学部で、☆4・☆5は、主に、中学部で使用されます。

小学部・中学部ともに、学年によって難易度が決まるのではなく、児童生徒の実態に応じて、目標・内容を設定し、それに伴って教科書を選択します。

1ページに戻ります。

3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、児童生徒の実態により、1の検定済教科書や、2の著作教科書の使用が適切でない場合に使用します。

児童生徒の発語の状況、社会性や興味・関心、言葉や数の概念など、一人一人の実態、現在使用している教科書の活用状況、過去の教科書の給与状況といった点を踏まえ、校内の教科書選定会議の話し合いで選定します。

小学校1年生については、小学校と就学前施設、中学校については、小学校と連携しながら、入学先の学校が、児童生徒に合った教科書を選定します。

1の検定済教科書は、すでに採択済みです。2の著作教科書は、国語、

算数・数学，音楽それぞれ1種類しかないため，選定した場合は，その教科書を使用することとなります。

そこで，本日は，この「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の採択をご審議いただきます。

委員の皆様の前には，見本として，2の著作教科書と3の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の一部を用意しています。ご参照ください。

それでは，4ページを御覧ください。

ここからは，各学校から申請された教科書について，選定理由書などを取りまとめた「採択資料」です。

5ページを御覧ください。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の，学校からの申請状況です。

「一」は，教育課程への位置付けがなく，教科書の採択が必要のないことを示しています。

種目ごと，児童生徒一人につき，1冊を採択することになっています。申請点数の合計は，小学校429点，中学校170点，計599点です。

小学校の「生活」は，知的障害特別支援学校の教育課程に位置付けられている「生活」で，小学校1・2年生の教科である「生活」とは異なり，全学年で学習する内容です。

挨拶やきまりなど，生活全般で学ぶことや，理科的な内容，社会的な内容もあるため，学年によって1～3冊を使用することができます。そのため，他種目より多くなっています。

6ページを御覧ください。

小学校「国語」用として，学校から申請された図書名と主な選定理由です。

障がいの状態や発達段階などを考慮し，日常生活との関連，写真やイラストの使用，文字の大きさなどの視点で選定し，その理由を記載しています。

8ページは「地図」，9から10ページは「算数」というように，教科・種目ごとに，図書名と主な選定理由を記載しています。

38ページからは，中学校です。

以上，各学校が，特別支援学級の知的発達に遅れのある児童生徒一人一人の実態に応じて選定し，申請している「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」について，採択していただきますよう，よろしくお願いたします。

三好教育長

御意見，御質問はありませんか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので，お諮りします。
議第34号は，資料のとおり採択してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

三好教育長

御異議ないようですので，議第34号は資料のとおり採択しました。
それでは，次に，日程第6 議第35号 福山市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題とします。
説明をお願いします。

前田福山中・ 高等学校事務 長	<p>16ページをお願いいたします。</p> <p>議第35号 福山市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について、御説明いたします。</p> <p>改正の理由であります。</p> <p>福山高等学校の入学志願者数が年々減少している状況をかんがみ、通学区域を県内全域に広げ優秀な人材を確保するため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>改正の要旨であります。</p> <p>通学区域を現行の「福山市、尾道市、三原市、府中市、神石郡」から「広島県一円」とするものでございます。</p> <p>施行期日は、2022年（令和4年）4月1日、来年度の入学生からの適用となります。</p> <p>補足説明として直近6年間の志願者数等の推移を掲載しております。</p> <p>説明は以上です。よろしくをお願いいたします。</p>
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
菅田委員	これは今心配することではないのかもしれないんですが、広島県一円となった場合に、人気がすごく高くなって、もし今決めている通学区域の福山市、尾道市、三原市、府中市、神石郡以外の生徒の割合が多くなった場合は、どうするように考えていらっしゃいますか。
前田福山中・ 高等学校事務 長	まだそこまで考えが至っておりませんが、可能性は出てくると思えます。こうした場合に、福山市を優先するとか、そういったことは今のところ考えていませんので、今後どのようにしていくかは、協議させていただいて考えていきたいと思えます。
菅田委員	<p>すごく人気が出てきて、福山の学校なのに行かれないというふうになることはあり得ると思うので、どのようにするかということは考えておいたほうがいいのかと思って申し上げました。</p> <p>また考えていただけたらと思えます。</p>
三好教育長	他にいかがでしょうか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	<p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議第35号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。</p>
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	<p>御異議ないようですので、議第35号は原案どおり可決しました。</p> <p>それでは、これより秘密会とします。</p> <p>傍聴人は退席してください。</p> <p>(傍聴人 退席)</p> <p>(秘密会部分 削除)</p>
三好教育長	予定しておりました議案は全て審議いたしました。他に何か、ありませんでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。

【閉会時刻 午後 5 時 1 5 分】